

総社市役所
〒719-1192
総社市中央一丁目1番1号
☎0866-92-8200

4月のイベント

- 2 ±** 10:00 ~ 20:00
世界自閉症啓発デーアートギャラリー【20ページに関連記事】
場所 チュッピースクエア（天満屋ハッピータウンリブ総社店内）
内容 8日(金)まで。4月2日の世界自閉症啓発デー・4月2日から8日までの発達障害啓発週間に合わせた、障がい者による作品展示会
問い合わせ 市地域自立支援協議会事務局（☎0866-92-8578、市社会福祉協議会内）
- 2 ±** 19:00 ~ 22:00
備中国分寺ブルーライトアップ【20ページに関連記事】
場所 備中国分寺
内容 8日(金)まで。県自閉症協会による啓発イベントの一環として、発達障害啓発週間中の毎夜、備中国分寺五重塔をブルーにライトアップ
問い合わせ 福祉課障がい福祉係（☎0866-92-8269）
- 23 ±** 9:00 ~ 17:00
昭和地区山野草展
場所 昭和公民館
内容 24日(日)、午後3時まで。昭和地区の愛好家が丹精込めて育てた山野草や幼稚園児の絵画などを展示
問い合わせ 昭和地区山野草展実行委員会事務局（☎0866-99-1103、昭和公民館内）
- 23 ±** 10:00 ~ 16:00
子ども読書デー
場所 市図書館
内容 24日(日)まで。絵本のたから袋の貸出や、みんなのおすすめ本を紹介
問い合わせ 市図書館（☎0866-93-4422）

今月の「そうじゃ家族の日」

4月17日(日)

毎月第3日曜日は「そうじゃ家族の日」です。子どもを囲んで家族の絆を深めましょう。



イベント参加時の感染対策のお願い

イベントに参加する際は、以下などの感染症対策にご協力ください。

- ・マスクの着用や手洗い、手指消毒を行う
- ・参加当日に検温する
- ・発熱や咳が出るなど、体調がよくない場合は参加を控える

掲載イベントについて

3月15日現在で開催予定のイベントを掲載しています。今後、中止や延期になる可能性があります。

くらし

福祉 療養通院費の助成

指定難病の治療や人工透析治療を受けるため医療機関へ通院した場合、交通費の一部として月額2500円を助成します。入院などにより通院した日がない月は、助成対象期間から除きます。すでに決定を受けている人は、申請不要です。

対象 市内に1年以上住所を有し、前年分の所得税が非課税の世帯で、次のいずれかに該当する人

- ①特定医療費（指定難病）受給者証か特定疾患医療受給者証の交付を受けた人
- ②じん臓機能障害による身体障害者手帳の交付を受け、人工透析治療のため医療機関に通院中の入

手続きに必要なもの 印鑑、本人名義の預金口座が分かるもの

- ①の人は特定医療費（指定難病）受給者証か特定疾患医療受給者証
- ②の人は身体障害者手帳

申請先・問い合わせ 福祉課障がい福祉係（☎0866-92-8269）

保険

協会けんぽ保険料率の変更

協会けんぽは、中小企業などで働く従業員とその家族が加入する健康保険です。3月分（4月納付分）からの健康保険料率は1.25%、介護保険料率は1.64%に変更になります。

任意継続被保険者は4月分から変更になります。

問い合わせ 協会けんぽ岡山支部（☎086-803-5780）

年金

国民年金保険料は前納がお得

令和4年度の国民年金保険料は月額1万6590円です。4月分から来年3月分までを一括して前納すると、年間納付額は19万5550円で、年間3530円の割引になります。

納付期限 5月2日(月)

納付窓口 各金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアなど

問い合わせ 健康医療課保険年金係（☎0866-92-8257）

年金

国民年金保険料学生納付特例制度

学生で、収入がないなどの理由で国民年金保険料を納めるのが難しい場合は、学生納付特例制度を利用できます。申請し承認されると、国民年金保険料の納付が猶予され、納付できる期間が2年間から10年間に延長されます。ただし、2年を過ぎて納めると加算金がかかります。承認された期間は年金受給資格期間に含まれますが、保険料を納付しなければ老齢年金受給額には反映されません。

学生納付特例は、毎年度申請が必要で、前年度に承認を受けている人で続けて希望する人は、必ず申請手続きをしてください。

申請先・問い合わせ 健康医療課保険年金係（☎0866-92-8257）

税

固定資産税の縦覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます。自己資産の評価額などは、1年を通じて随時閲覧できます。

縦覧期間 4月1日(金)から5月2日(月)まで。土・日曜日、祝日を除く開庁時間内

縦覧場所 税務課資産税係、山手出張所、清音出張所

縦覧・閲覧に必要な物 ▼運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など本人確認ができるもの ▼所有者本人以外の場合は、委任状と委任者の本人確認書類

問い合わせ 税務課資産税係（☎0866-92-8236）

下水

浄化槽設置に補助金

し尿と台所・風呂場などから出る汚水を処理する浄化槽を設置する場合には、工事費の一部を補助します。公共下水道や農業集落排水処理施設などが整備されている区域や、これから整備することが決まっている区域などは対象外です。申請多数の場合は、予算に達し次第、受け付けを終了します。

補助限度額 ▼5人槽 33万2000円 ▼7人槽 41万4000円 ▼10人槽 54万8000円 ▼単独処理浄化槽撤去費 9万円 ▼単独処理浄化槽からの転換に伴う宅内配管工事費 30万円

補助条件 ▼住宅用であること。小規模な店舗と住宅を一つの建物で併用している場合は、住宅部分の床面積が全体の2分の1以上あること ▼浄化槽の処理規模が5人槽以上10人槽以下のもの ▼令和5年3月20日(月)までに工事を完了し、31日(金)までに完了確認を受けられること ▼浄化槽の処理水を放流することについて、地元の水担当員や水利関係者などと協議が済んでいること

※災害に伴うものを除き、既存の合併処理浄化槽を廃して新たに設置するものは対象外

申請期間 4月1日(金)から11月30日(木)まで

申請先・問い合わせ 下水道課 下水道係（☎0866-92-8322）